

2023. 7
通巻 第163号

えひめ 社労士会だより

C e r t i f i e d S o c i a l I n s u r a n c e L a b o r C o n s u l t a n t



下灘駅（伊予市）

contents

- 令和5年度通常総会 1
- 会長ご挨拶 2
- 祝辞 3
- 令和4年度事業報告 9
- 令和5年度事業計画 14
- フレッシュ会員広場 21
- みかけによ欄 23
- 理事会だより／委員会だより／支部だより／中国・四国地域協議会の動き 24
- 新入会員紹介 25



愛媛県社会保険労務士会

令和5年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

令和5年6月19日午後2時30分より、ANAクラウンプラザホテル松山において令和5年度通常総会が開催された。

新木本副会長の開会宣言の後、中井会長からの挨拶があり、中村愛媛県知事をはじめとする来賓の方々より祝辞を賜った。

議長には南予支部古田真美会員、副議長に東予支部八木有里紗会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について説明がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第7号議案についてすべて原案通り承認された。

- | | | |
|----|-------|---------------------|
| 議事 | 第1号議案 | 令和4年度事業報告承認の件 |
| | 第2号議案 | 令和4年度決算報告承認の件（監査報告） |
| | 第3号議案 | 令和5年度事業計画案審議に関する件 |
| | 第4号議案 | 令和5年度収入支出予算案審議に関する件 |
| | 第5号議案 | 理事及び監事の選任に関する件 |
| | 第6号議案 | 会長の選任に関する件 |
| | 第7号議案 | 会長推薦理事の選任に関する件 |



来賓ご芳名（順不同・敬称略）

愛媛県	知事	中村 時広		
四国厚生支局	支局長	榎本 芳人		
愛媛県経済労働部労働雇用課	課長	小川 武志		
日本労働組合総連合会愛媛県連合会	会長	菊川 泰		
愛媛労働局	局長	小宮山弘樹		
日本年金機構松山東年金事務所	所長	平田 文		
〃 松山西年金事務所	所長	横澤 正人		
全国社会保険労務士会連合会	会長	大野 実		
松山大学	法学部教授			
全国社会保険労務士会連合会	理事			
社会保険労務士総合研究機構	所長	村田 毅之		
愛媛県司法書士会	会長	光田 正		
愛媛県行政書士会	会長	中山 勇希		
四国税理士会愛媛県支部連合会	会長	杉田 晴記		
愛媛弁護士会	会長	高橋 直子		
日本司法支援センター愛媛地方事務所（法テラス愛媛）	所長	山下 清		
愛媛県土地家屋調査士会	会長	池川晋一郎		
公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	会長	大西 泰祐		
公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部	支部長	木藤 環		
公益社団法人愛媛労働基準協会	専務理事	真鍋 俊正		
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会愛媛支部	支部事務局長	高岡 克政		
衆議院議員 塩崎 彰久	衆議院議員	村上誠一郎		
衆議院議員 井原 巧	衆議院議員	長谷川淳二		
参議院議員 山本 順三	参議院議員	永江 孝子		
参議院議員 山本 博司				





ご 挨拶

愛媛県社会保険労務士会
会 長 中 井 康 策

この度、令和5年6月19日の通常総会において、会員の皆様のご承認をいただき、会長に再任いたしました。

現在、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行したことに伴い、社会・経済活動が活気を取り戻してきましたが、一方で、コロナ禍の被害を受けた業種では、インバウンドなどによる労働力不足が深刻な状況となり、地元経済界においても、改めて人への投資の重要性がささやかれています。経営資源の中で「ヒト」に関するサポートを専門分野とするわれわれ社会保険労務士の果たす役割もますます重大だと言えるでしょう。

こうした中、愛媛県社会保険労務士会では、次の掲げる8項目を柱に事業を進めるとともに、会員の皆様の御協力を賜りたいと考えております。

- ① 厚生労働省が進めている長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現、副業・兼業などの柔軟な働き方への対応、家庭と仕事の両立支援、生産性向上による賃上げなどに向けた、さまざまな施策に対し、愛媛労働局ならびに関係行政機関へ全面的に協力してまいります。
- ② 街角の年金相談センター松山（オフィス）と県内各年金事務所における年金相談については、適正かつ円滑な運営を着実にを行うため、日本年金機構との連携を密にし、年金相談業務に携わる相談員の育成や相談スキルの維持・向上に向けた研修を充実させてまいります。
- ③ 学校教育の一環として、県内の高校生などを対象に、数年にわたって継続して実施している「出前事業」については、本年度も、例年通り実施し、次代を担う世代へ働くことの大切さを伝えるとともに、労務管理及び社会保障の専門家である社会保険労務士として、社会貢献を果たしてまいります。
- ④ 労働問題で悩んでおられる労働者や事業主などの相談窓口として設置されている「総合労働相談所」では、相談員の知識と相談者への適格な対応能力が求められるため、相談業務に携わる会員社労士向けの研修を継続して実施すると同時に、「労働紛争解決センター愛媛」との連携を強化し、個別労働紛争の未然防止と円満な早期解決を目指します。
- ⑤ 全国社会保険労務士会連合会が事業の柱の一つとしている、「デジタル化推進事業」については、令和6年10月に国家資格等情報連携・活用システムの運用開始に伴う、会員マイページの構築・運用が始まることから、情報セキュリティ対策のさらなる強化が求められるため、会員の皆様におかれましては、個人情報保護の重要性をご認識いただくとともに、SRPⅡ認証取得促進にご協力をお願いいたします。
- ⑥ 「ビジネスと人権」問題がクローズアップされる中で、昨年度より実施している「企業主導型保育施設における労務監査事業」については、令和5年度も実施を予定しており、連合会との連携を密にして、「保育の質」の向上を図ることに貢献いたします。
- ⑦ これら愛媛県会が実施する事業や行事について、Webやマスメディア、報道機関、関係団体など、あらゆる手段を用いた広報活動を展開し、社労士のブランド力を高めてまいります。特に昨年度に新規開設した公式フェイスブックやその他のSNSを活用した広報活動は効果的だと考えています。
- ⑧ 本年は、社会保険労務士法制定55周年の節目の年を迎えることから、記念講演を始め、海岸清掃ボランティアなど、会員参加型の記念事業を企画していますので、会員の皆様の多数のご参加をお願いいたします。

これからの2年間、愛媛県会の理事・役員が一致団結し、連合会がコーポレートメッセージとして掲げている「人を大切に作る企業」づくりから「人を大切に作る社会」への実現に向けて邁進してまいりますので、会員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、再任のご挨拶とさせていただきます。



祝 辞

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実

令和5年度通常総会の開催にあたり、ご挨拶申し上げます。

日頃より、役員をはじめ会員の皆様方には、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の社会経済情勢については、ウクライナ情勢等を背景としたエネルギー・食糧価格の高騰が世界経済に大きな影響を及ぼす中で、政府においては、新しい資本主義の方針のもと、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野とした総合経済対策を策定し、「人への投資」や成長分野における官民連携下での投資の促進により、民需主導の成長を目指すことを掲げております。

一方で、企業においては、持続的な成長を可能とする経済社会の実現に向けて、人的資本に関する開示のあり方や、多様な働き方の促進と定着を含めた「人的資本経営」の実践が進められるとともに、グローバル化の進展において、コストや効率を超えた「公正・公平」の視点が重視される中、サプライチェーンにおける人権尊重への関心の高まりを受け、国内企業においても「ビジネスと人権」の観点から「人権デューデリジェンス」の推進が加速しております。

こうした状況を踏まえ、我々社会保険労務士は、急激な事業環境の変化に的確に対応しなければならず、使命感を持って業務にあたらなければなりません。

同時に、連合会においては、我が国社会の将来を展望して、社労士の業務を支援し、更なる社会的地位の向上を実現するための各種の事業を、絶え間なく展開していかなければならないと考えております。

特に、第9次社会保険労務士法改正については、目的規定から「使命規定」への転換を手がかりに、社労士制度を法的側面から再定義するため、その実現に向けた取組みを推進することとし、本年度中に成就すべく対応を一層強化して参ります。

また、「デジタル化推進に関する事業」では、デジタル庁「国家資格等情報連携・活用システム」の運用開始を契機として、社労士の登録情報がマイナンバーカードに搭載されることを見据え、様々な制度構築を進めて参ります。

併せて、連合会、都道府県会間の共通基盤システムの開発を進め、個別の会計、研修、広報等を含めた情報活用のDXを推進することとし、相互に保有する情報の態様に応じて「連携」と「共有」を図り、双方の業務の最適化を図るため「統合」と「一元化」を可能とするなど、社労士制度の持続的発展への起点づくりを推進して参ります。

結びになりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、私のご挨拶と致します。



就任にあたって

副会長・中予支部長 武田 一展

この度、中予支部長を拝命いたしました。本年度は社会保険労務士制度55周年という節目の年でもあり、アフターコロナの本格的な時代に突入していくこととなります。

連合会の事業計画の中にもあるように「ビジネスと人権」「働きがい改革」「デジタル化推進」といった新たな価値観を持つことが我々社労士にも求められています。昭和の10年が令和の1年に値するというくらいのスピード感の中、社会経済環境の変化にいち早く反応して、愛媛県の地域経済における新たな局面に対応してゆくことが「県会」と「中予支部」の活動の指針になるべきです。

しかしながら、新しいことだけに目を向けてしまい、本来社労士としてあるべき姿を見失わないように職業倫理を形成する場を中予支部会で補ってゆくことも大切です。ベテラン会員からは今まで培われてきた実際の現場でのノウハウや、経験談を新規会員へ、若手会員からは最新のシステムやソフトウェアの動向を先輩会員へ、様々な情報共有の場として「研修」や「厚生事業」においてこれまで以上に会員間の交流が活性化されるような取組を行ってまいります。

今期の理事会や支部会のメンバーをご覧になってもお分かりになるよう平均年齢が若くなりましたが、「失われた10年」という言葉が愛媛県社労士会に当てはまること無いようにしっかりとバトンを繋ぐ役割を微力ながらも担ってゆくことをお約束します。

会員の皆様には、先ずもってご参加いただくことが県会及び支部運営への協力になりますので、多忙な中ではございますが優先順位を上げていただいて、是非ともご協力ご支援の程をお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。



就任のご挨拶

副会長・東予支部長 赤星 寛

令和5年6月19日の通常総会で、副会長及び東予支部長を拝命致しました赤星寛（あかほしひろし）と申します。私にとっては身に余る重責ではございますが、これまでの経験を生かし、精一杯の努力をして参りますのでよろしく願いいたします。

さて、私は28歳の時に旅行会社から社会保険労務士事務所へ転職し、その後個人事務所での開業登録、社会保険労務士法人への組織変更を経て現在53歳になります。

県会及び支部の諸先輩方と関わることの一つ一つが学びとなり、私を成長させ、行政機関とのやりとりや人との出会いを重ねるごとに活動の幅が広がっていきました。私が今、こうして社労士業をやっているのは、諸先輩方との関わりや愛媛県社会保険労務士会、東予支部のサポートのおかげであり、感謝しかありません。

コロナにより社会活動が抑制されたこの3年で価値観や生活様式が大きく変化し、刻々と社会情勢が変動するなか、社会に必要とされる社労士とはどういうものなのかを常に考え、新しく入られる開業間もない方に、社労士になって良かった、愛媛県社会保険労務士会、また東予支部に入って良かった、と思っただけのような支部にしていきたいと思っております。

最後に大任をお受けしたからには、中井会長を補佐し、愛媛県社会保険労務士会及び会員の皆様のお役に立てるよう会務に尽力いたす覚悟でございます。どうか今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。～「Beyond CORONA with You」～



就任のご挨拶

副会長・財務委員長 栗田 欣典

この度、副会長及び財務委員長を拝命しました中予支部の栗田欣典です。

令和5年度は、社労士制度創設55周年という節目の年に当たる中で、職責の重さを痛感し、改めて身の引き締まる思いです。副会長は、初めてその職をお預かりします。会長をお支えするとともに、愛媛県社会保険労務士会の発展に努めていきたいと思っております。

また、財務委員長は引き続き2期目となります。予算・決算書の作成をはじめとする財務運営に携わりながら、自身も成長できる良い機会になればと考えております。

2年間どうぞよろしくお願ひ申し上げます。



就任のご挨拶

常任理事・業務監察・広報委員長 猪羽 由秀

この度常任理事及び業務監察・広報委員長を拝命しました中予支部の猪羽由秀と申します。この様な役職を仰せつかりまして、重責に身の引き締まる思いです。

現在「働き方改革」や「Beyondコロナ」の時代背景の中で、社会において社会保険労務士の必要性が高まっております。

社労士を更に知ってもらえるように現在までの広報活動に加え、昨年から取り組み始めたSNSの活用など新しい試みも行い、時代への社労士の関与が増えることが「人を大切に作る企業づくり」の支援を行うことへとつながり、社労士としてのあるべき姿を目指すことが業界の発展を可能にすることになるのではないかと考えています。

また、非社労士からの業務侵害への対応など多様化した様々な問題にも取り組んでいきます。

非常に困難な時代ですが、愛媛県社会保険労務士会の更なる発展のため皆様と一丸となって歩んでまいりたいと考えております。

微力ながら、力を尽くしていきたいと思っておりますので、お力添えの程どうぞよろしくお願ひいたします。



就任のご挨拶

常任理事・事業委員長 越智 由希子

このたび、常任理事及び事業委員長を拝命いたしました、中予支部の越智由希子です。重責を担うこととなり、身の引き締まる思いです。微力ではございますが、2年間の任期を精一杯務めさせていただき所存です。

事業委員会の主な所掌事項は、社労士の社会的地位の向上、職域確保・拡大に関する事業、連合会及び関係行政機関等が行う事業への協力です。社会的地位と知名度は、私自身の開業当初と比べても、格段に向上していると感じています。また、働き方改革関連法令への対応、さらには新型コロナウイルス感染拡大に端を発した新たなワークスタイル創出の必要性等、社会的な需要拡大によって社労士が幅広く活躍できる状況は、今後も継続すると思われまます。

事業委員会での取組みは、会員の皆様のご協力がなければ事業として行えないものばかりですので、積極的にご参加いただけますと幸いです。少しでも会員の皆様のお役に立てるよう努力と工夫をします。今後とも、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。



就任のご挨拶

常任理事・研修委員長 新木本 恵美

この度、研修委員長を拝命しました中予支部の新木本恵美です。研修委員会は、どれだけ多くの会員の皆様に興味を持って頂き、そして日々の業務や社労士としてのスキルとして役立つ内容の研修を企画できるかということが責務だと考えます。それは研修の内容というのはもちろんのこと、魅力的な企画を考案することや、この方の話は聞いてみたいと思える講師の方をお招きするというのも重要ではないかと思っています。

これまで、理事の頃から本当に有難いことに連合会の会合等に参加させて頂き沢山の方と知り合い、また県外から来られた講師の方とご縁を繋ぐ機会を頂いてきました。その頃からのご縁を今でも大切にさせて頂いており、この全国の方との繋がりをフル活用させて頂いて研修講師としてお招きするなど、会員の皆様のお役に立つことに還元することがこれまで県外の色々な方と知り合う機会を作って頂いた会への恩返しだと思っています。

3年間続いたコロナ禍も終わり、時代もアフターコロナにもなりました。今度の研修面白そうだから会場に行ってみようかな、受講してみようかな、と思って頂けるよう研修を企画していきたいと思しますので会員の皆様も是非、研修にご参加頂ければと思います。2年間、副委員長と6名の研修委員共ども、どうぞよろしくお願い致します。



就任のご挨拶

常任理事・総務委員長 松 浦 僚

この度、常任理事・総務委員長を拝命いたしました、中予支部の松浦僚です。引き続きになりますが、初心を忘れず一つ一つの仕事を丁寧に全うし信頼を得られるように努めて参ります。

総務委員会の所掌事項は、年4回の会報発行・県会ホームページの充実・諸規程の制定改廃・その他委員会に属さない事項等となっています。

特に会報につきましては、会員の交流の場・情報発信の場となっていることから、全会員の協力が必要となります。研修会勉強会での感想や、趣味・おすすめ情報・経験談などのネタをどんどん提供して頂けると大変ありがたいです。また、執筆依頼をお願いした場合、快く引き受けて頂ければ幸いです。

県会ホームページにつきましては、フェイスブックと連携して外部への情報発信の場として、社労士業務だけでなく、社会貢献活動（出前授業等）の様子などを掲載することで、社労士としての活動をアピールしていきたいと思っております。また、研修会の受講申込・レジュメなど会員専用ページからも閲覧出来ますので、広く会員に周知して利用率を上げていきたいと思っております。

今年度は社労士法制定55周年となります。会報の中でも記念特集ページを設けますので楽しみに待っていてください。

今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



新たな時代、新たな挑戦

常任理事・中予副支部長 宮 部 義 久

皆様、宮部義久と申します。この度、私は愛媛県社会保険労務士会の常任理事に就任する栄誉を受け、今、会の更なる発展に向けて邁進する責任と任務を担いました。深く感謝申し上げます。

新たな時代の門出に立つ今、我々は未曾有の変化の波に押し立てられ、それでもなお、前へ進み、新たな挑戦を引き受けるべく奮闘しています。新型コロナウイルスの影響により、労働環境は大きく変貌し、これまでの常識が通用しなくなる場面も見受けられます。この激変の中で、我々社会保険労務士の役割は更に重要となり、より深い理解と新たな視点が求められています。

このような大きな変化の中、私の任務は、愛媛県社会保険労務士会の発展、そしてその発展を通じた県会会員の発展です。これには、質の高いサービス提供、法律の変更への迅速な対応、多様な働き方への理解と支援が含まれます。

しかし、これらの目標達成は一人では不可能です。皆様の協力と支援、新たな挑戦への決意が必要となります。皆様と共に、新たな挑戦に立ち向かいたいと思っております。

何卒、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

追伸：このご挨拶は、私の秘書であるAIのGPT-4さんが5分で作成し、私、宮部が監修したものとなります。これも時代の変化への対応です。



就任のご挨拶

常任理事・南予支部長 岡本 恭英

このたび、令和5年度総会の役員改選で南予支部長に再任されました岡本恭英です。2020年春からの新型コロナウイルスの感染拡大により、3年以上にわたって南予支部においても、各種事業運営に制約を受けることとなりました。その後、本年5月8日から5類感染症への移行により、今後は基本的感染対策を継続したうえで各種事業運営の正常化を図ることになると思います。

南予支部の事業計画の指針は、支部会員の資質の向上を図るために、法律改正に対応した研修及び実務に即した研修を行うと共に、会員間の親睦を図り組織的な活動をしていくことです。具体的には、

1. 労働基準関係、雇用保険関係、社会保険関係の研修の実施。
1. 行政機関担当者との意見交換を実施し、円滑な社労士業務の運営。
1. 「社会保険労務士会則」などの各種規定の確認、勉強会の実施。
1. 会員間の意志疎通や福利厚生の実施のための、厚生事業や親睦会の開催。

等の事業を計画しています。これらの事業を行うことで、支部会員の職務遂行能力の向上と事業拡大に多少なりとも寄与できればと考えています。事業目的の達成のためには一人でも多くの会員の皆様の事業参加と協力が必要です。会員の皆様におかれましては、業務多忙とは存じますが、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

全国社会保険労務士会連合会からのお知らせ

“社会保険労務士向け”及び“関与先企業向け” 「使用者賠償責任保険制度」 加入のご案内

(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛(それに起因する身体の障害を含みます。)または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

本制度にて「ストレスチェックサービス」を無料で利用することができます。
詳細は下記提携募集代理店までお問い合わせ下さい。

本制度は、事務幹事代理店「有限会社エス・アール・サービス」と、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」との提携方式による募集となります。この記事は使用者賠償責任保険制度の内容についてご紹介したものです。保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【本件に関するお問い合わせ先(提携募集代理店)】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC) 公務広域法人部
〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F
・問い合わせ電話番号 フリーダイヤル0120-015-466
IP電話からは03-3243-7025 (受付:平日9時~17時)
・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

関与先企業向け
サイバーリスク保険
募集中!!
※詳細はお問合先まで

TAC 使用者賠償責任保険

で 検索

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)

【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

2022年12月作成 22-TC08299

令和4年度事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日)

令和元年から世界を震撼させた新型コロナウイルス感染症は、ワクチンの接種とともに、重症化を防ぐ新薬も開発されたことなどからWithコロナの時代へと進み、人々の日常が平穏を取り戻しつつある一方、ロシアの一方向的なウクライナへの侵攻は、食料やエネルギーの供給に大きな歪を生むこととなり、未だ新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーンの停滞がもたらす製造業への影響が癒えぬ中、原材料や輸送のコスト上昇が物価を押し上げることとなり、事業活動や人々の生活に影響を及ぼしている。

愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）においては、こうした社会的背景を受け、3年ぶりに通常総会を出席者数の制限を行うことなく実施し、総会後の懇親会も開催したほか、会員向けの研修会や高校生を対象とした出前授業等においては、オンラインという選択肢を残しながら、対面による実施を基本として事業を実施したところである。

また、関係行政機関からの要請に基づき各種窓口にて社会保険労務士（以下「社労士」という。）を派遣するなど、行政機関に協力して事業者や労働者の支援に努めるとともに、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が業務委託を受けて実施する「企業主導型保育施設への労務監査事業」の一端を担い、県内20施設について労務監査を実施し、その結果通知や改善報告の確認等を行った。さらに、社労士個々の高い「職業倫理」を保持するため、引き続き職業倫理保持のための取組みにも努めた。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び連合会と一層の連携のもと、令和4年度の実業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の実業実施は次のとおりである。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- 年4回発行している会報の充実を図り、的確な情報提供を行った。また、会報が会員の「集いの広場」となることを目指し、各委員会の紹介や、入会して間もない会員の紹介を続けるとともに、「みかけによ欄」では会員の意外な発見をしていただけるよう、より多くの会員から寄稿していただくよう努めた。社労士川柳を募集し会員の共感を得る内容が多くあり反響もあった。
- 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載した。
- ホームページの会員専用ページから研修会の申込や、資料・レジュメなどが閲覧出来るようにデジタル化を図った。
- 新規に登録した会員等が幅広く利用できるように、メンタリング制度実施規程を改定した。

2. 財務委員会

健全な財政運営を行うという観点から、各種財務諸表を精査し、予算執行が適正に行われているかどうかを確認した。

3. 事業委員会

- 広報普及事業について
愛媛会主催で、社労士制度推進月間に県下5か所で無料相談会を開催、一般市民からの相談に応じるとともに、名入りのティッシュペーパー等を配布するなど積極的に社労士、社労士制度及び愛媛会設置の機関等についてPRを行った。
- 社会貢献事業について
高等学校での出前事業を目標通り10校予定していた。新型コロナウイルスの影響や成年年齢に関する民法改正に伴い消費者教育の授業が増加したことから、目標を下回り5校で実施した。
- 行政協力について
労働保険年度更新受付会への相談員派遣、各種セミナーへの講師派遣依頼に応じて講師を派遣するなど、行政からの協力依頼に積極的に協力した。

4. 研修委員会

- 必須研修について
「メンタルヘルス疾患社員の休職、復職、退職等の取扱い」をテーマに弁護士 樋口治朗氏、心療内科医 武田良平氏を招いて必須研修を実施した。
(令和4年8月実施…参加者36名 WEB参加130名 参加率45.9%)
上記の必須研修の質疑応答として両講師を再度招いてパネルディスカッション方式での研修を実施した。
(令和5年2月実施…参加者42名 WEB参加104名 参加率39.3%)
- 倫理研修について
社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、連合会が作成する教材を使用し、統一した内容により令和5年2月1日～同3月31日までにeラーニングにて実施した。対象者70名
- 新規入会者研修について
必要な基礎知識習得に止まらず、職業倫理の重要性を認識させるとともに、県会の組織、行政協力、支部の活動についての理解を深め、県会・支部が行う諸活動への参加意識を高めるような研修を本年度対象者等7名に対して令和5年3月13日に実施した。
- 労働安全衛生管理研修について
「職場におけるストレスチェックの活用・母子健康管理措置」をテーマに愛媛産業保健総合支援センター 東野真紀子氏と愛媛労働局雇用環境・均等室 坂本幸徳氏を招いて研修を実施した。
(令和4年11月実施…参加者24名 WEB参加72名 参加率26.3%)
- 支部研修との連携について
県会の実施研修は時事的課題に関するテーマを主題とし、各支部の実施研修は行政による制度説明を主にして研修内容の調整を図りながら、支部が企画する研修事業を積極的に支援した。
- メンタリング制度及び自主研修会への補助について
メンタリング制度を継続して実施し、メンタリング制度利用希望者に対して適切なメンターを紹介し、新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図った。また、会員の資質向上のためグループを形成し、研修を行う団体に費用の一部を補助した。
(メンター制度利用者4名)

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為の疑義案件に対しては、会員から事情聴取等により情報収集を行い、状況を連合会へ報告し、連携して厳正かつ適切に対処すべく周知を図った。
今年度には業務侵害の恐れがあった事業所を委員長、副委員長で訪問し、留守であったので、委員長が電話で直接ヒアリングを行って是正措置を執らせた案件があった。
 - 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防を図った。
 - 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図った。
- #### (2) 広報に関する事業
- 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組んだ。
 - 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかけた。今年度は愛媛新聞のSDGsへの登録を行った。
 - 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、愛媛新聞、法人会広報等への有料広告を掲載し、社労士活用を促進するように社労士制度のPRに努めた。
 - コロナ禍の影響で、広報活動の縮小を余儀なくされたが、24時間テレビのCMに加え、10月の社労士制度推進月間に開催の無料相談会、愛媛マラソン等、各方面への広報活動を推進した。
 - 新たな取り組みとして、公式フェイスブックの新規開設等SNSを活用した広報活動を行った。

6. 各支部

(1) 東予支部

- ① 支部会員の資質向上への取組みとして研修会を2回行い、支部役員の意見をもとに実務的なテーマを選定することにより、参加者の拡大に努めた。
- ② 労働、社会保険行政との意見交換会を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の蔓延により実施できずに終わった。また11月の労働研修後は支部会員での懇親会を開催し、会員間のコミュニケーションをとりながら、会務への理解と関心及び参加意識の高揚に努めた。
- ③ 支部役員会を5回開催し、研修会の講師依頼、厚生事業の企画立案等、役員全員が協力し各々が責任をもって担当することにより、会務への理解を深めながら支部運営にあたった。
- ④ 夏季に厚生事業（支部納涼会）を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響で7月が延期、9月が中止になり、1月に改めて厚生事業（支部新年会）を実施し、会員相互の親睦を深めた。

(2) 中予支部

- ① 今年度も支部研修会においては、個々の会員の自身の実情に合わせた方法で研修に参加できるように、オンラインと会場での受講が選択できるハイブリット方式で3回開催した。なお、12月と3月に開催した研修会については、他支部からもオンラインでの参加を可能とした。
- ② 厚生事業では、初めて研修後に厚生事業としての忘年会を同日開催し、他県からお招きした研修会の講師の方にもご参加頂き、会員間だけでなく、他県会の講師の方とも親睦を図ることができる忘年会となった。また、コロナ禍でも安心して楽しめるような企画し好評であったが、最後におまけで実施した支部長じゃんけん大会も大いに盛り上がった。参加者各々が楽しむことができ、コロナ禍で希薄となっていた会員間のコミュニケーションを図ることができた。
- ③ 年間5回の支部役員会を開催し、支部幹事の各人が、支部研修会のテーマ選定、企画、運営等に責任をもって担当することにより、支部運営への理解を深めた。

(3) 南予支部

- ① 令和4年度も長期化するコロナ禍の中で、Withコロナに対応しながら、研修や厚生事業を行った。
- ② 9月の労働関係研修会においては、八幡浜労働基準監督署及び大洲公共職業安定所の協力をいただき、「運送業の労働時間管理」「就業規則の電子申請」「キャリアアップ助成金の改正」「産後パパ育休の創設に伴う出生時育児休業給付金の改正」についての研修を行った。
- ③ 10月には、宇和島年金事務所との連絡会議を開催して、電子申請の活用状況や事業所の総合調査及び令和4年4月の年金制度の改正等について意見交換を行った。
- ④ 12月にはハローワーク八幡浜の協力でハローワークの会議室をお借りして、
 - ・産業雇用安定センター愛媛（再就職・出向支援サービス等について）
 - ・高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部（65歳超雇用推進助成金等について）
 - ・松山地方労務局大洲支局（相続登記制度、所有者不明土地の解消等について）
 - ・ハローワーク八幡浜（人材開発支援助成金、育児休業給付等について）
 の研修を行った。
- ⑤ 12月の研修会終了後、西予市の焼肉店に場所を移して、感染予防対策を実施したうえで、忘年会を開き会員間の親睦を深めた。
- ⑥ 3月には、会員間の親睦を図るための厚生事業（伊予灘ものがたり乗車）を実施した。新型コロナウイルスの感染拡大で2年延期となっていたが、令和4年4月にリニューアルされた新型車両で、アフタヌーンティーセットをいただきながら、沿線の葉の花や水仙を鑑賞した。リニューアルにより新たに追加された新車両フィオーレシートは、気品あふれるインテリアと、陽の光や桜小紋のデザインを散りばめた、ぬくもりと安らぎを感じられる個室で、特別な時間を堪能することができた。
- ⑦ 3月に支部総会を開催し、令和4年度の事業報告・決算報告、令和5年度の事業計画・予算案について報告、承認をいただいた。

7. 総合労働相談所

(1) 相談実績

平日に相談員を社労士会館に配置し個別相談に応じた。
令和4年度は、来所17件、電話141件の相談があった。

(2) 相談員研修

令和4年8月24日に、松山市男女共同参画推進センター（COMS）にて「労働相談の心構えと実務」をテーマに桑村所長が講師として、「社労士会労働紛争解決センター愛媛（ADR）との連携」をテーマに中田センター長が講師として合同研修を実施した。本研修会は相談員13名の参加があった。

令和5年2月21日に、松山市総合コミュニティセンターにて「労働相談と傾聴」をテーマに産業カウンセラー 廣瀬一郎氏を講師として迎え研修を実施した。本研修会は相談員15名の参加があった。

(3) その他

「総合労働相談所運営規程」を新たに作成し、令和5年1月23日付けで施行した。

8. 労働紛争解決センター愛媛

(1) あっせんについて

今年度のあっせん受理件数は0件であった。

(2) 研修について

総合労働相談所・解決センター合同で研修会を開催し、あっせんの社会的意義や、制度の概要について理解を深め、担当者のスキルアップを図った。

(3) 広報活動について

総合労働相談所経由であっせん申立てに至るケースも多いことから、双方連携して広報活動を行った。また、愛媛労働局主催の「個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」に出席し、関係各機関との意見交換を行うとともに、解決センターの制度・特徴について説明・周知を図った。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行った。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努めた。
- (6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力した。
- (7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。
- (8) 愛媛SR経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図った。
- (4) 事務局体制を引き続き強化した。
 - ① 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。
 - ② 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図った。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図った。

令和4年度決算報告

財産目録

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(令和5年3月31日現在)

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
(単位：円)			
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,384,465	21,843,935	540,530
未収会費	144,000	144,000	0
未収金	30,500	92,000	△ 61,500
流動資産合計	22,558,965	22,079,935	479,030
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館維持積立金	15,836,067	14,835,816	1,000,251
記念事業積立金	3,872,078	3,372,021	500,057
特定資産合計	19,708,145	18,207,837	1,500,308
(2) その他固定資産			
建物	35,494,988	36,501,938	△ 1,006,950
什器備品	78,543	255,271	△ 176,728
土地	25,245,000	25,245,000	0
その他固定資産合計	60,818,531	62,002,209	△ 1,183,678
固定資産合計	80,526,676	80,210,046	316,630
資産合計	103,085,641	102,289,981	795,660
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,706,658	1,578,332	128,326
前受会費	196,000	480,000	△ 284,000
預り金	244,697	343,749	△ 99,052
流動負債合計	2,147,355	2,402,081	△ 254,726
2. 固定負債			
長期借入金	10,033,066	12,009,829	△ 1,976,763
固定負債合計	10,033,066	12,009,829	△ 1,976,763
負債合計	12,180,421	14,411,910	△ 2,231,489
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
一般正味財産	90,905,220	87,878,071	3,027,149
(うち特定資産への充当額)	(19,708,145)	(18,207,837)	(1,500,308)
正味財産合計	90,905,220	87,878,071	3,027,149
負債及び正味財産合計	103,085,641	102,289,981	795,660

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
現金	手元保管	運転資金として	160,117
預金	普通預金		18,665,482
	伊予銀行松山駅前	一般会計	18,665,480
	伊予銀行本店	連合会試験事務	2
	定期預金		3,558,866
	伊予銀行松山駅前	一般会計	3,558,866
	未収会費		144,000
	未収金		30,500
	研修会会費	中国・四国地域協議会研修会	30,000
	諸物頒布斡旋収入	名札代	500
流動資産合計			22,558,965
(固定資産)			
特定資産			
	会館維持積立金		15,836,067
	定期預金		15,836,067
	愛媛銀行本町		
	記念事業積立金		3,872,078
	定期預金		3,872,078
	伊予銀行松山駅前		
その他固定資産			60,818,531
	建物		35,494,988
	什器備品		78,543
	土地		25,245,000
固定資産合計			80,526,676
資産合計			103,085,641
(流動負債)			
	未払金		1,706,658
	社労士謝金	年金事務所謝金	1,706,658
	前受会費		196,000
	預り金		244,697
	所得税		220,397
	連合会		24,300
流動負債合計			2,147,355
(固定負債)			
	長期借入金		10,033,066
	SRセンター		10,033,066
固定負債合計			10,033,066
負債合計			12,180,421
正味財産			90,905,220

正味財産増減計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	33,222,000	36,571,000	35,829,000	742,000
入会金	750,000	935,000	705,000	230,000
会員会費	32,472,000	35,636,000	35,124,000	512,000
事業収益	23,939,800	21,910,294	22,250,856	△ 340,562
年金事務所受託収入	21,409,000	21,156,134	21,091,874	64,260
街角の年金相談センター松山(オフィス) 受託収入	2,400,000	623,387	859,933	△ 236,546
試験事務受託収入	100,000	99,973	99,949	24
ゆうちょ銀行受託収入	30,800	30,800	199,100	△ 168,300
受取負担金	3,120,000	935,898	659,700	276,198
研修事業負担金	830,000	74,000	144,000	△ 70,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	287,848	325,700	△ 37,852
東予支部事業負担金	540,000	204,000	0	204,000
中予支部事業負担金	570,000	156,000	164,000	△ 8,000
南予支部事業負担金	480,000	214,050	26,000	188,050
受取交付金	17,680,000	19,871,802	17,268,371	2,603,431
連合会等交付金等収入	2,575,000	5,016,807	2,747,743	2,269,064
各種団体交付金等収入	15,105,000	14,854,995	14,520,628	334,367
雑収益	275,000	248,381	143,607	104,774
受取利息	5,000	541	499	42
雑収入	270,000	247,840	143,108	104,732
経常収益計	78,236,800	79,537,375	76,151,534	3,385,841
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	6,833,000	7,359,800	7,421,000	△ 61,200
2. 人件費支出	23,302,000	22,671,722	22,434,441	237,281
給料手当	19,241,000	18,710,070	18,378,307	331,763
法定福利費	3,029,000	2,929,652	2,887,184	42,468
中退共掛金	432,000	432,000	432,000	0
謝金	600,000	600,000	736,950	△ 136,950
3. 事業費支出	57,660,380	46,478,704	42,208,232	4,270,472
研修費	5,100,000	2,107,592	2,083,259	24,333
広報宣伝費	2,640,000	1,544,394	1,627,115	△ 82,721
総合労働相談事業費	1,800,000	1,478,203	1,593,991	△ 115,788
労働紛争解決センター費	1,380,000	64,608	111,319	△ 46,711
労働条件審査費	100,000	0	0	0
会報発行費	1,000,000	917,608	924,914	△ 7,306
諸物頒布斡旋費	500,000	227,734	219,742	7,992

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ-ロ)
行政等連絡費	200,000	70,360	79,540	△ 9,180
行政協力等費	21,410,000	21,596,214	21,496,465	99,749
会則等整備費	200,000	65,340	0	65,340
会員厚生費	500,000	225,189	270,265	△ 45,076
名簿発行費	250,000	203,280	237,106	△ 33,826
表彰費	100,000	48,800	130,000	△ 81,200
東予支部費	1,546,000	831,574	219,236	612,338
中予支部費	2,000,000	1,243,152	1,041,707	201,445
南予支部費	880,000	553,533	251,276	302,257
租税公課	2,549,000	2,543,200	2,739,300	△ 196,100
総会費	1,500,000	1,209,029	610,528	598,501
会議費	3,082,000	1,223,430	1,348,820	△ 125,390
地域協議会費	2,550,000	2,810,913	152,640	2,658,273
記念事業費	0	86,440	0	86,440
賃借料	1,000,000	955,124	714,027	241,097
旅費交通費	400,000	246,790	33,000	213,790
印刷製本費	800,000	688,463	577,475	110,988
通信運搬費	1,200,000	648,922	771,125	△ 122,203
渉外費	500,000	208,257	91,856	116,401
水道光熱費	600,000	600,854	654,038	△ 53,184
支払利息	61,000	60,049	69,884	△ 9,835
修繕費	410,000	103,400	0	103,400
減価償却費	0	1,183,678	1,190,970	△ 7,292
事務局費	3,302,380	2,730,894	2,966,954	△ 236,060
消耗品費	100,000	1,680	1,680	0
4. 予備費	2,500,000	0	0	0
経常費用計	90,295,380	76,510,226	72,063,673	4,446,553
当期経常増減額	△ 12,058,580	3,027,149	4,087,861	△ 1,060,712
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 12,058,580	3,027,149	4,087,861	△ 1,060,712
一般正味財産期首残高	87,878,071	87,878,071	83,790,210	4,087,861
一般正味財産期末残高	75,819,491	90,905,220	87,878,071	3,027,149
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額		0	0	0
指定正味財産期首残高		0	0	0
指定正味財産期末残高		0	0	0
III 正味財産期末残高	75,819,491	90,905,220	87,878,071	3,027,149

正味財産増減計算書内訳表

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取会費	36,571,000	0	0	36,571,000	
入会金	935,000	0	0	935,000	(注1)
会員会費	35,636,000	0	0	35,636,000	(注2)
事業収益	21,256,107	30,800	623,387	21,910,294	
年金事務所受託収入	21,156,134	0	0	21,156,134	(注3)
街角の年金相談センター(オフィス)受託収入	0	0	623,387	623,387	
試験事務受託収入	99,973	0	0	99,973	(注4)
ゆうちょ銀行受託収入	0	30,800	0	30,800	
受取負担金	935,898	0	0	935,898	
研修事業負担金	74,000	0	0	74,000	(注5)
諸物頒布斡旋収入	287,848	0	0	287,848	
東予支部事業負担金	204,000	0	0	204,000	(注6)
中予支部事業負担金	156,000	0	0	156,000	(注7)
南予支部事業負担金	214,050	0	0	214,050	(注8)
受取交付金	19,871,802	0	0	19,871,802	(注9)
連合会等交付金等収入	5,016,807	0	0	5,016,807	(注9)
各種団体交付金等収入	14,854,995	0	0	14,854,995	(注10)
雑収益	248,381	0	0	248,381	
受取利息	541	0	0	541	
雑収入	247,840	0	0	247,840	(注11)
経常収益計	78,883,188	30,800	623,387	79,537,375	
(2) 経常費用				0	
1. 連合会支出	7,359,800	0	0	7,359,800	(注12)
2. 人件費支出	22,071,722	0	600,000	22,671,722	(注13)
給料手当	18,710,070	0	0	18,710,070	
法定福利費	2,929,652	0	0	2,929,652	
中退共掛金	432,000	0	0	432,000	
謝金	0	0	600,000	600,000	
3. 事業費支出	46,452,937	2,380	23,387	46,478,704	
研修費	2,106,910	0	682	2,107,592	(注14)
広報宣伝費	1,544,394	0	0	1,544,394	(注15)
総合労働相談事業費	1,478,203	0	0	1,478,203	
労働紛争解決センター費	64,608	0	0	64,608	(注16)
会報発行費	917,608	0	0	917,608	(注17)
諸物頒布斡旋費	227,734	0	0	227,734	
行政等連絡費	70,360	0	0	70,360	(注18)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
行政協力等費	21,596,214	0	0	21,596,214	(注19)
会則等整備費	65,340	0	0	65,340	
会員厚生費	225,189	0	0	225,189	(注20)
名簿発行費	203,280	0	0	203,280	
表彰費	48,800	0	0	48,800	
東予支部費	831,574	0	0	831,574	(注21)
中予支部費	1,243,152	0	0	1,243,152	(注22)
南予支部費	553,533	0	0	553,533	(注23)
租税公課	2,543,200	0	0	2,543,200	(注24)
総会費	1,209,029	0	0	1,209,029	
会議費	1,223,430	0	0	1,223,430	(注25)
地域協議会費	2,810,913	0	0	2,810,913	(注26)
記念事業費	86,440	0	0	86,440	
賃借料	955,124	0	0	955,124	(注27)
旅費交通費	246,790	0	0	246,790	
印刷製本費	688,463	0	0	688,463	(注28)
通信運搬費	641,262	0	7,660	648,922	(注29)
渉外費	208,257	0	0	208,257	(注30)
水道光熱費	600,854	0	0	600,854	
支払利息	60,049	0	0	60,049	(注31)
修繕費	103,400	0	0	103,400	
減価償却費	1,183,678	0	0	1,183,678	(注32)
事務局費	2,715,149	2,380	13,365	2,730,894	(注33)
消耗品費	0	0	1,680	1,680	
経常費用計	75,884,459	2,380	623,387	76,510,226	
評価損益等調整前当期経常増減額	2,998,729	28,420	0	3,027,149	
評価損益等計	0	0	0	0	
当期経常増減額	2,998,729	28,420	0	3,027,149	
2. 経常外増減の部				0	
(1) 経常外収益				0	
経常外収益計	0	0	0	0	
(2) 経常外費用				0	
経常外費用計	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	
他会計振替額	44,614	△ 44,614	0	0	
当期一般正味財産増減額	3,043,343	△ 16,194	0	3,027,149	
一般正味財産期首残高	87,861,877	16,194	0	87,878,071	
一般正味財産期末残高	90,905,220	0	0	90,905,220	
II 指定正味財産増減の部				0	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	90,905,220	0	0	90,905,220	

令和5年度事業計画

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の影響は沈静化していくことが予想されるが、ウクライナ情勢や米中角逐による世界的な情勢の変化は不透明で、我が国から遠く離れた場所で起きた事件が波紋を広げ、我々の生活に大きな影響を与える時代となっている。

このような中において、我々社会保険労務士（以下「社労士」という。）も、視野を広げて時代の変化に対応していく必要があり、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が、「事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業」として「1. デジタル化推進に関する事業」、「2. 未来を拓く社労士業務の推進に関する事業」、「3. 社労士による労務監査業務の推進に関する事業」、「4. 国際基準を踏まえた人権尊重への取組みの推進に関する事業」、「5. グローバルな課題への対応に関する事業」を令和5年度の事業計画の大きな柱の第一として掲げていることから、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）においても、こうした連合会の活動に協調し、推移する社会情勢の変化に柔軟かつ積極的に対応していく。また、連合会が受託して実施する「企業主導型保育施設への労務監査事業」に取り組みほか、連合会からの依頼に応じて各種事業に会員を推薦するなど、積極的に連合会との連携を深めるとともに、引き続き愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）と一層の連携を図り、国民の負託に応えられるよう、各事業を積極的に推進する。

更に、今年は社労士制度創設55周年という節目の年を迎えることから、記念式典をはじめ会員参加型の事業を実施するとともに、依然として社労士の不適切な広告や情報発信等、職業倫理の徹底をひときわ強く喚起しなければならないような事案が全国で発生しており、コンプライアンスが重要視される現代社会において、今まで以上に社労士一人ひとりの職業倫理への意識が強く問われる環境となっていることから、引き続き職業倫理と品位保持に取り組み、信頼向上に努める。

以上のことを踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行うとともに、会報が会員の「集いの広場」となるよう、「That's学」、「みかけによ欄」、「フレッシュ会員広場」等々、より多くの会員からの寄稿を求めていく。社労士制度創設55周年の記念事業の特集ページを作成する。
- (2) 社会保険労務士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報を掲載していく。また会員専用ページに研修の案内や行政機関からの連絡事項などを掲載しデジタル化を推進していく。
- (3) 会則等の改正の必要性があれば実施する。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は全ての活動の基本である。また、組織の将来を考える上においても非常に重要な要素である。全ての活動が適正な基準で執行されているかどうかを精査し、適正な財務管理を行うことにより、会員から信頼される財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

(1) 社労士制度推進に関する事業

社労士の知名度アップや業務内容のPRを通じた社労士制度の推進を図ることを目的に、業務監察・広報委員会との連携により本会主催の無料相談会（社労士制度推進月間に県下各地で開催）を開催する。

さらに、社労士の電子化・個人情報保護等の取組支援をする。

また、育児・介護・疾病の治療等と仕事の両立支援への取組みや、人材の確保・育成対策が重点事項とされる医療・介護・建設・保育業への支援、とりわけ、企業主導型保育施設への労務監査については、社労士の業務領域拡大のための施策として、連合会と連携して実施する。

(2) 社会貢献に関する事業

社会保険労務士としての社会的貢献を果たすため、高校生等を対象に数年にわたって継続して実施している労働・社会保険等に関する出前授業について、引き続き本年度も10校を目標に実施する。

また、日本年金機構や街角の年金相談センターで相談業務を行う相談員を養成するための年金マスター研修、及び、年金相談業務委託社労士の資質向上のための研修会開催に力を入れ、年金制度の普及促進に貢献する人材の育成を推進する。

(3) 行政機関等への協力に関する事業

労働保険年度更新受付会への相談員派遣要請等行政機関から協力要請があった際には、積極的に要請に応じ、相談員を派遣、行政の円滑な運営に協力する。

また、行政機関等が企画する事業への共催・後援の依頼があった際には、当該事業の目的・趣旨を考慮の上、相談員・講師を派遣し、行政機関等の事業の成功に協力する。

なお、相談員・講師の人選に際しては、専門業務登録アンケートを基に、適切な人選を行う。

4. 研修委員会

連合会の研修実施計画に基づき、重点的に実施すべき研修を含め、アフターコロナ対応を踏まえ、会員間の

交流を深める場として会場開催を主に、下記の内容にて開催実施していくものとする。

(1) 必須研修について

過重労働防止、メンタルヘルス対応、ハラスメント防止対策等に取り組む事業主を支援するために、資質の向上・専門性向上のための研修を年2回以上実施する。また、顧客対応やコミュニケーション能力向上のための教育として、人間力を向上させる研修を実施する。

(2) 倫理研修について

社会保険労務士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い専門家としての職業倫理を徹底していくために、会員が5年に1回受講すべき研修であり、該当する会員の受講率を向上させるよう努める。

(3) 新規入会者及び開業準備研修について

新規入会者及び新規開業者等を対象とし、社労士としての必要な基礎知識を習得するための研修、職業倫理の遵守に関する研修を年1回実施する。また、会の組織、事業内容等について紹介するとともに、新規入会者の会への積極的な参加を図る。

(4) メンタリング制度の実施について

新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図るため、メンタリング制度の効果的な実施を行う。また、利用者と共にメンタリング制度の周知を行っていく。

(5) その他

① アフターコロナ対応としてこの数年希薄になりつつある会員同士のコミュニケーションを図る場として、また、県会に所属していることを再認識していただくため、会場開催を主として研修を実施する。

② 「研修企画提案書」の活用を推進し、会員のニーズを考慮した研修テーマを委員会で協議する。

③ 研修毎に参加人数及び参加率を集計し、満足度調査を実施して評価を行う。その評価結果に基づき委員会において反省と改善を行う。

④ 社労士専用ソフトウェア、採用サポートサービス、メンタルヘルス支援などの企業等に声を掛けて、ミニプレゼン企画やブースでの体験などを実施できる機会の提供を行う。

⑤ 研修会における研修委員の業務（司会、アテンド、受付、マイク等）毎にマニュアルを作成する。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携し、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。

② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。

③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。

(2) 広報に関する事業

① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。

② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。

③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、メディア広報、愛媛経済レポート、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。

④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の近隣市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。

⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンなどに参加し、愛媛会会員の元気を創出するとともに、Tシャツ・ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた広報で社労士の健全な知名度アップを図る。

⑥ ホームページにおいて、社労士の広報としてのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図る。

⑦ フェイスブック等のSNSを継続して利用し、広く多くの人に向けての広報活動を行う。

6. 各支部

(1) 東予支部

① 会員の資質や知識を向上させるため、実務に即した研修会を企画し、年2回以上開催する。

② 研修会に併せて意見交換会の実施を会員及び関係行政機関に対し、参加を積極的に声掛けし、担当者等との友好な協力関係を構築できるよう努めていく。

③ 支部幹事会を年6回の範囲内で開催し、研修会等支部事業の企画立案・運営に努めるとともに、会員の支部事業への参加率の向上を図る。

④ 参加しやすい厚生事業を企画し、会員相互の親睦を深めるための環境作りを行う。これまでの忘年会と懇親旅行を1年おきに実施する案を基本として、その時々的情勢に合わせた企画・運営を行っていく。

(2) 中予支部

① これまでコロナ禍で希薄となっていた会員間のコミュニケーションを図れるような研修等の実施方法を

模索し、時流に添った実務に有益な内容の研修を行い、支部会員の資質の向上を図る。

- ・支部研修会を一年度中に2回以上開催し、最新の法改正など実務的で社会保険労務士として必要な知識やスキルを身に付けられるような内容及び講師の選定を行う。
 - ・支部研修会の講師は原則として関係行政機関の担当者等に依頼するが、併せて他県会の社会保険労務士や他士業者など幅広く講師の選定を行うことで研修内容の充実を図る。
 - ・研修会の開催に併せて関係行政機関との意見交換会等を開催することにより、行政の担当者等との意思疎通の円滑化に努め、友好的な協力関係を築けるよう努める。
- ② 厚生事業等を通じて支部会員間のコミュニケーションを密にし、会員相互の親睦を深め、また会務への理解と関心及び参加意識の高揚を図る。
- ・入会歴の浅い会員や若手の会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、ベテランから新入会員までが参加しやすく、参加した会員が有意義であったと思えるような厚生事業を企画する。
 - ・支部幹事を中心に、厚生事業及び関係行政機関等との意見交換会への積極的な参加を会員に声掛けし、より多くの会員の相互交流を支援する。
- ③ 支部研修会の内容の選定、企画、運営及び行政等への講師派遣の依頼を支部幹事各人が責任をもって担当することを通じ、将来的に愛媛会の運営を担う人材の育成を図る。

(3) 南予支部

支部会員の資質の向上を図るために、法律改正に対応した研修及び実務に即した研修を行うと共に、会員間の親睦を図り組織的な活動を行う、具体的な目標は次の通り。

- ① 「社会保険労務士会則」及び「社会保険労務士倫理綱領」などの各種規定の確認、勉強会を行う。
- ② 労働基準関係、雇用保険関係、社会保険関係の研修を各行政機関の協力を得て実施する。
- ③ 行政機関担当者との意見交換を実施し、円滑な社労士業務の運営を図る。
- ④ 会員間の意志疎通や福利厚生を充実するために、厚生事業や親睦会を開催する。
- ⑤ 優良企業の経営者を招いて勉強会を行う。

7. 総合労働相談所

- (1) 相談員個々の相談対応の質の維持向上のために、研修会等を実施し、労働問題で苦慮する多くの人に有益な助言、情報提供を行うよう努める。また、「労働紛争解決センター愛媛」と相互に連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然防止と円満な早期解決に寄与する。
- (2) 「総合労働相談所 相談員の手引き」の見直しを図る。

8. 労働紛争解決センター愛媛

- (1) 総合労働相談所との連携の強化及び積極的な広報活動を行い、あっせん申立て件数の増加を目指す。
- (2) あっせん委員候補者研修により、あっせん技法のスキルアップを図るとともに、総合労働相談所との合同研修会を開催し、具体的なあっせん事案の検討を行い、あっせん手続きに関する知識、技能についての理解を深める。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、愛媛県及び市町等が実施する各種事業に協力する。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運營業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。
- (6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力する。
- (7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。
- (8) 愛媛SR経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。
- (4) 事務局組織を引き続き整備する。
 - ① 事務局の業務分掌等を常に検討し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。
 - ② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。
 - ③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

令和5年度収入支出予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

科 目	一般会計	街角の年金相談センター(オフィス)	合 計
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
会費収入	36,798,000	0	36,798,000
入会金	750,000	0	750,000
会員会費	36,048,000	0	36,048,000
事業収入	22,728,000	2,400,000	25,128,000
年金事務所受託収入	22,628,000	0	22,628,000
街角の年金相談センター松山(オフィス)受託収入	0	2,400,000	2,400,000
試験事務受託収入	100,000	0	100,000
ゆうちょ銀行受託収入	0	0	0
負担金収入	4,530,000	0	4,530,000
研修事業負担金	830,000	0	830,000
諸物頒布斡旋収入	700,000	0	700,000
東予支部事業負担金	535,000	0	535,000
中予支部事業負担金	570,000	0	570,000
南予支部事業負担金	395,000	0	395,000
記念事業負担金	1,500,000	0	1,500,000
交付金収入	16,890,000	0	16,890,000
連合会等交付金等収入	1,525,000	0	1,525,000
各種団体交付金等収入	15,365,000	0	15,365,000
雑収入	275,000	0	275,000
受取利息	5,000	0	5,000
雑収入	270,000	0	270,000
事業活動収入計	81,221,000	2,400,000	83,621,000
2. 事業活動支出			
連合会支出	7,583,000	0	7,583,000
人件費支出	23,241,000	600,000	23,841,000
給料手当	19,637,000	0	19,637,000
法定福利費	3,172,000	0	3,172,000
中退共掛金	432,000	0	432,000
謝金	0	600,000	600,000
事業費支出	58,975,000	1,800,000	60,775,000
研修費	4,650,000	500,000	5,150,000
広報宣伝費	2,290,000	350,000	2,640,000
総合労働相談事業費	2,000,000	0	2,000,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	1,380,000
労働条件審査費	100,000	0	100,000
成年後見制度事業費	0	0	0
会報発行費	1,000,000	0	1,000,000
諸物頒布斡旋費	500,000	0	500,000
行政等連絡費	200,000	0	200,000
行政協力等費	22,629,000	0	22,629,000

科 目	一般会計	街角の年金相談センター(オフィス)	合 計
会則等整備費	200,000	0	200,000
会員厚生費	500,000	0	500,000
名簿発行費	250,000	0	250,000
表彰費	100,000	0	100,000
東予支部費	1,585,000	0	1,585,000
中予支部費	2,000,000	0	2,000,000
南予支部費	795,000	0	795,000
租税公課	2,413,000	0	2,413,000
総会費	1,500,000	0	1,500,000
会議費	2,832,000	250,000	3,082,000
地域協議会費	1,500,000	0	1,500,000
記念事業費	3,000,000	0	3,000,000
賃借料	1,000,000	0	1,000,000
旅費交通費	300,000	100,000	400,000
印刷製本費	800,000	0	800,000
通信運搬費	1,000,000	200,000	1,200,000
予備費	500,000	0	500,000
水道光熱費	600,000	0	600,000
支払利息	51,000	0	51,000
修繕費	300,000	0	300,000
事務局費	3,000,000	300,000	3,300,000
消耗品費	0	100,000	100,000
予備費	2,500,000	0	2,500,000
事業活動支出計	92,299,000	2,400,000	94,699,000
事業活動収支差額	△ 11,078,000	0	△ 11,078,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	2,500,000	0	2,500,000
会館維持積立金	2,000,000	0	2,000,000
記念事業積立金	500,000	0	500,000
固定資産取得支出	500,000	0	500,000
什器備品	500,000	0	500,000
投資活動支出計	3,000,000	0	3,000,000
投資活動収支差額	△ 3,000,000	0	△ 3,000,000
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
借入金返済支出	10,033,066		10,033,066
財務活動支出計	10,033,066	0	10,033,066
財務活動収支差額	△ 10,033,066	0	△ 10,033,066
当期収支差額	△ 24,111,066	0	△ 24,111,066
前期繰越収支差額	20,411,610	0	20,411,610
次期繰越収支差額	△ 3,699,456	0	△ 3,699,456

令和5年度収入支出予算

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

一般会計
(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	36,798,000	33,222,000	3,576,000	
入会金	750,000	750,000	0	(注1)
会員会費	36,048,000	32,472,000	3,576,000	(注2)
事業収入	22,728,000	21,509,000	1,219,000	
年金事務所受託収入	22,628,000	21,409,000	1,219,000	(注3)
試験事務受託収入	100,000	100,000	0	(注4)
負担金収入	4,530,000	3,120,000	1,410,000	
研修事業負担金	830,000	830,000	0	(注5)
諸物頒布斡旋収入	700,000	700,000	0	
東予支部事業負担金	535,000	540,000	△ 5,000	(注6)
中予支部事業負担金	570,000	570,000	0	(注7)
南予支部事業負担金	395,000	480,000	△ 85,000	(注8)
記念事業負担金	1,500,000	0	1,500,000	
交付金収入	16,890,000	17,680,000	△ 790,000	
連合会等交付金等収入	1,525,000	2,575,000	△ 1,050,000	(注9)
各種団体交付金等収入	15,365,000	15,105,000	260,000	(注10)
雑収入	275,000	275,000	0	
受取利息	5,000	5,000	0	
雑収入	270,000	270,000	0	(注11)
事業活動収入計	81,221,000	75,806,000	5,415,000	
2. 事業活動支出				
連合会支出	7,583,000	6,833,000	750,000	(注12)
人件費支出	23,241,000	22,702,000	539,000	(注13)
給料手当	19,637,000	19,241,000	396,000	
法定福利費	3,172,000	3,029,000	143,000	
中退共掛金	432,000	432,000	0	
事業費支出	58,975,000	55,858,000	3,117,000	
研修費	4,650,000	4,600,000	50,000	(注14)
広報宣伝費	2,290,000	2,290,000	0	(注15)
総合労働相談事業費	2,000,000	1,800,000	200,000	
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0	
労働条件審査費	100,000	100,000	0	
成年後見制度事業費	0	0	0	
会報発行費	1,000,000	1,000,000	0	(注16)
諸物頒布斡旋費	500,000	500,000	0	
行政等連絡費	200,000	200,000	0	(注17)
行政協力等費	22,629,000	21,410,000	1,219,000	(注18)
会則等整備費	200,000	200,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
会員厚生費	500,000	500,000	0	(注19)
名簿発行費	250,000	250,000	0	
表彰費	100,000	100,000	0	
東予支部費	1,585,000	1,546,000	39,000	(注20)
中予支部費	2,000,000	2,000,000	0	(注21)
南予支部費	795,000	880,000	△ 85,000	(注22)
租税公課	2,413,000	2,549,000	△ 136,000	(注23)
総会費	1,500,000	1,500,000	0	
会議費	2,832,000	2,832,000	0	(注24)
地域協議会費	1,500,000	2,550,000	△ 1,050,000	(注25)
記念事業費	3,000,000	0	3,000,000	
賃借料	1,000,000	1,000,000	0	(注26)
旅費交通費	300,000	300,000	0	
印刷製本費	800,000	800,000	0	(注27)
通信運搬費	1,000,000	1,000,000	0	(注28)
渉外費	500,000	500,000	0	(注29)
水道光熱費	600,000	600,000	0	
支払利息	51,000	61,000	△ 10,000	(注30)
修繕費	300,000	410,000	△ 110,000	(注31)
事務局費	3,000,000	3,000,000	0	(注32)
予備費	2,500,000	2,500,000	0	
事業活動支出計	92,299,000	87,893,000	4,406,000	
事業活動収支差額	△ 11,078,000	△ 12,087,000	1,009,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	2,500,000	1,500,000	1,000,000	
会館維持積立金	2,000,000	1,000,000	1,000,000	
記念事業積立金	500,000	500,000	0	
固定資産取得支出	500,000	500,000	0	
什器備品	500,000	500,000	0	
投資活動支出計	3,000,000	2,000,000	1,000,000	
投資活動収支差額	△ 3,000,000	△ 2,000,000	△ 1,000,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	10,033,066	1,977,000	8,056,066	(注33)
財務活動支出計	10,033,066	1,977,000	8,056,066	
財務活動収支差額	△ 10,033,066	△ 1,977,000	△ 8,056,066	
当期収支差額	△ 24,111,066	△ 16,064,000	△ 8,047,066	
前期繰越収支差額	20,411,610	19,677,854	733,756	
次期繰越収支差額	△ 3,699,456	3,613,854	△ 7,313,310	

社会保険労務士法制定55周年記念事業のご案内

記念事業実行委員会 委員長 武田 一 展

今年社会保険労務士法が制定されて55周年の節目の年となります。そこで、55周年記念事業実行委員会では、今年度を通して様々な記念事業を企画しております。各事業への会員の皆様のご参加を心よりお待ちしております。

1 社会保険労務士法制定55周年記念講演会

日 時：令和6年2月22日(木) 15時から
場 所：ANAクラウンプラザホテル松山
※記念講演会后、懇親会を開催致します。

2 親睦ゴルフコンペ

社労士会の記念事業と言えば欠かせないのがゴルフコンペ。55周年でも、もちろん開催致しますので、皆様ふるってご参加ください。なお、組数の都合上、先着順となります。ご参加を希望される方は、お早目のお申し込みをお願い致します。

日 時：令和5年9月16日(土) 9時38分OUTスタート
場 所：エリエールゴルフクラブ松山
参加定員：24名（6組）

3 海岸清掃ボランティア

社労士会で初めてボランティア活動を実施したいと思います。昨今、海洋プラスチックゴミが大きな問題となっていますが、SDGsの12番目の目標「つくる責任つかう責任」は、物を作ることに何らかの関係をしている企業に関与している社労士であれば、間接的に「つくる責任」に関わっているのではないかと思います。そして、「つかう責任」は誰にでも身近に関係していることだと思います。愛媛の豊かな海を未来に残すため、小さなことから始めてみませんか。

日 時：令和5年9月17日(日) 10時から
場 所：堀江海岸
募集人数：できるだけ沢山の方に（最低でも55名の方にご参加頂きたいです。）
※海岸清掃ボランティアの前に、愛媛大学の先生に講義をして頂きます。
※松山市のエコリーダーの方にご指導いただきながら清掃活動を実施します。
※ご家族の参加もOKです。
※海岸清掃ボランティア終了後に海を見ながら懇親会を開催します。

4 愛媛新聞に広告の掲載

掲載予定日：令和5年12月2日
名刺広告を掲載予定です。
募集人数：100名

すべての事業についての詳細は、別途案内いたしますのでそちらでご確認ください。



今年の海ごみゼロウィークは2回開催！

5/27～6/11 は
春の海ごみゼロウィーク

9/16～9/24 は
秋の海ごみゼロウィーク

身近なところのごみ拾いから始めてみませんか？

5月30日「ごみゼロの日」、6月5日「環境の日」、6月8日「世界海洋デー」の3つの記念日を含む5月27日～6月11日の期間を「春の海ごみゼロウィーク」、9月16日（World Cleanup Day）から9月24日までの期間を「秋の海ごみゼロウィーク」とし、全国一斉清掃キャンペーンを開催します。

青いアイテムを身に着けて、ぜひ参加してみてください。

皆さんのそのアクションを世界へ発信していきます。世界中で増え続けている海洋ごみ対策で世界をリードする日本へ。

新型コロナウイルス感染症防止のため、各自治体の情報や海ごみゼロウィーク事務局が展開するガイドラインをご参考に、各主催団体の責任のもとで実施のご判断や感染防止対策のご対応をお願いいたします。



参加団体・参加場所等記入欄

愛媛県社会保険労務士会

社会保険労務士法制定55周年記念事業

日時：2023年9月17日午前10時から（雨天順延：9月23日）

場所：堀江海岸（松山市）

<https://uminohi.jp/umigomi/zeroweek/>

フレッシュ会員広場

住めば都?! ~20年で転居を12回して思うこと~

中予支部 中谷 薫

昨春より愛媛県会に入会させていただきました。松山市での生活は20年ぶりです。20年前は学生でした。(こちらで大体の年齢の察しはつきますね (笑)) 20年ぶりとなる松山の印象ですが、高層マンションが増えたこと、また街で歩く人が高齢化していると感じました。20年という年月はオギャ〜と生まれた赤ちゃんが大人になるそんな尊い時間です。人も変われば街も変わります。

そんな長く尊い月日を私は転勤族として過ごしました。これまで居住したのは2府8県。北は東北から西は中国地方まで転居してきました。社会人になるまで修学旅行以外ほとんど県外にでたことがなく大学受験も県内だった小心者が全国を転々とするようになるのですから、人生って予測不能です。転勤の辞令がでるたびに知らない土地に引っ越し、その土地土地にできあがったコミュニティに単独で入ってきました。新しい仕事を覚えつつ新しい土地に順応していくにはパワーを使います。慣れない環境と孤独感で逃げ出したくなる時もありましたが、自分の居場所をひとつひとつ開拓し、知り合いを一人一人増やすことで順応してきました。これもひとえに周りの皆様のおかげであり感謝の限りです。行く先々で親しくなった人から「どこが一番住みやすかった」と聞かれることが度々ありました。この質問の回答は非常に難しくまだ答えを見つけれられていません。なぜならこれまで住んだどの地域も甲乙つけ難く、それぞれにメリットとデメリットがあるからです。

都会度でいえば思い出すのは都道府県O。社宅は地下鉄の駅のすぐ横のマンションでした。改札から部屋まで1分といったところでしょうか。さてこのマンション。都会の住宅あるあるですが、部屋の形はいびつ(二等辺三角形に近い)隣のビルのネオンが眩しい、ベランダは煤で真っ黒と住環境は劣悪でした。その半面マンションを一步でれば、「区役所」「蔦屋」「フィットネスクラブ」と周辺環境は充実していました。田舎度で思い出すのは、都道府県M。赴任する前から、「車がないと生活できないよ〜」と前任者に脅されており心構えはしていったのですが…。実際に赴任してみると事実でした。公共交通機関は皆無。通勤手段は車が常識、最寄のスーパーですら車で5分と公共交通が不便極まりない環境でした。今思い返すと、その不便な環境のおかげでペーパードライバーを強制的に卒業できました。そういう面ではメリットといえます。

ここ20年で働く人を取り巻く環境そして働く人の意識や価値観も大きく変わりました。転勤制度を廃止する会社も増えています。転勤族はマイノリティーとなりつつありますが、あんな時代もあったなと振り返り、引き続き人のご縁を大切に過ごしていきたいと思います。

最後になりましたが、「愛媛から遠いけどわざわざ旅行してほしいベスト3」を上げます。ここ数年旅行をセーブしていた皆様、機会があれば訪れてみてください。

1. 秋田県十和田市(十和田市現代美術館・奥入瀬溪流)
2. 北海道余市(ニッカウスキー蒸留所・エーブランドゴルフ場)
3. 新潟県十日町(清津峡・越後妻有「大地の芸術祭(今年が開催年です)」)



フレッシュ会員広場

「坂本龍一さん」

東予支部 小野 英 一

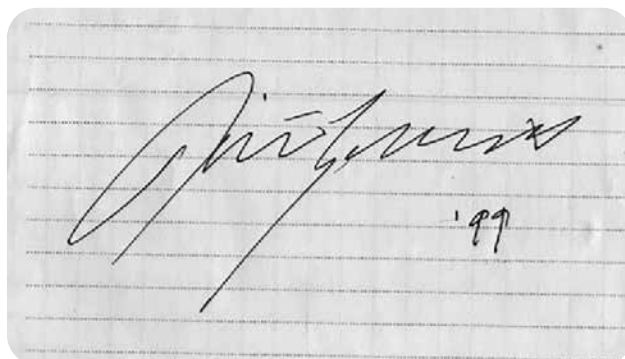
画像は今年の3月に亡くなられた作曲家の「教授」こと坂本龍一さんのサインです。当時、東京都内の企業に勤めていた私は、仕事終わりに友人と行った飲食店で偶然坂本さんに出会いました。最近の言葉でいうところの「ガチ勢」ではありませんでしたが、音楽と映画が趣味でしたので、もちろん坂本さんのことは知っており、サインをもらおうと座席に行こうとしたところ、店員に「プライベートでいらっしゃっているのでご勘弁ください」とやんわりと制止をされました。がっかりし、そのまま食事を続けていたところ、友人が（友人の席からは坂本さん達の席が見えておりました）「そろそろ出そうだから、先に出て外でサインをもらわないか？」と言い出したので、それに従い外で坂本さんを待つことにしました。

たしか、20分程度待ったと思います。一緒に食事をされていた方と外に出てきた坂本さんに「教授！」と呼びかけました。もちろん愛称なのですが、普通に坂本さんはその呼びかけに振り返ってくれましたので、続けて「プライベートのところ申し訳ありません。以前より教授のファンでして、もしよろしければサインをいただけないでしょうか？」と手帳を差し出したところ、快くサインをしてくださいました。左利きでした。自然な感じでそこに「いる」という雰囲気の方でした。

自分用と友人の彼女（こちらは本物の坂本龍一ガチ勢）用に2つサインをしてもらいました。友人の彼女には渡した際に「本当のファンの自分が会えなくて、そこまでファンではない小野君がなぜ会っているのか？」と感謝と怒りの感情をいただきました。1999年5月の出来事ですので、いまから24年前の話になります。

いま私は坂本龍一さんの作品の「Aqua」という曲を練習しております。たまたま追悼番組で聴いたことがきっかけで公式ページから譜面を購入し、ピアノを弾く家内に教わりながら練習をしております。現在公開中の映画「怪物」のテーマ曲にも選ばれている曲ですので、耳にされたことがある方もいらっしゃるかと思います。

短い曲ですが、生の喜びをうまく表現している曲で、大好きな曲です。サインをもらってからは当然会ってはいないのですが、作られた曲を弾くことで、人生のほんの一瞬でも触れ合うことのできた方の素晴らしい才能に喜びを見出しております。



みかけよ欄

実は、大学の客員講師なんです ～ 私と心理学 ～

中予支部 森 孝 寛

去る5月15日、私の母校である神戸学院大学にて「私と心理学」というテーマで講義を実施しました。実は、昨年（2022年）から、年に1回ではあるものの心理学部の客員講師の任を受けており、今年で2回目となります。大学卒業当時にゼミで教わっていた毛新華先生からのスカウトによりスタートすることとなったのですが、毎度のように「現在の職業で心理学をどのように使っているか、ぜひ学生（学びを始めたばかりの1回生）の皆さんに伝えてください」とミッションを与えられています。



講義風景

初年はこのミッションに大変に頭を悩ませました。確かに社労士の仕事は人の心に触れるものであることに疑いの余地はありません。しかしながら、心理学を学んだからといって“仕事にテクニックを駆使している”だとか、ましてや“人の心が読める”なんてことは決してないからです（少なくとも私の場合は）。悩みに悩んだ結果、私が考える「心理学の使い方」とは、『気付こうとし、わかろうとする意識（心理）』そのものであるという結論に至りました。

このことを学生に伝えるにあたり、2段構成で講義を実施しました。1段目が「心理学も含め“学ぶ”ことの意味」について。大学での在学時代、卒業後、そして社会保険労務士としての今…と私の歩みを紹介しながら『いつかの“気付き”のために学んでは、どうでしょうか?』と投げかけを行いました。その上で2段目は「働く上での基礎知識」について。学生アルバイトにまつわる労働契約に関するケーススタディを用いながら、最低賃金、有給休暇、労働条件の通知・変更などに関するワークを行いました。今回の受講生は新1回生125名でありましたが、様々な受講スタイルで臨んでいるであろう殆どの学生が自分自身で、時には周囲の友人等と相談しながら思考していたことが特に印象深かったといえます。ワークにより、社労士という専門家から得た僅かな学びであったとしても、身近な問題を考える（わかろうとする）きっかけになるのだということに“気付き”を得てもらえたのではないかと思います。



大学

私自身があと何年（年回）、このような機会を与えてもらえるかは分かりませんが、精一杯、私と心理学について語っていければと思っています。余談にはなりますが、私自身まだ子どもが小さいこともあり、今回、久々の県外出張となりました。普段、車ばかり移動しているのに、学生時代のように電車乗り継ぎや徒歩での移動をしていたら足が棒のように…。卒業から10年の年月は残酷だと思ふと共に、普段、口ばかり鍛えているのかと自己反省の極みでありました。



矢野 浩司 先生

黄綬褒章

おめでとうございます

令和5年4月29日

栄えある黄綬褒章を受章されました。

心よりお慶び申し上げます。

今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。



佐竹 利治 先生

瑞宝小綬章

おめでとうございます

令和5年4月29日

栄えある瑞宝小綬章を受章されました。

心よりお慶び申し上げます。

今後益々のご活躍をお祈り申し上げます。

新 入 会 員 紹 介



【氏 名】
おか だ じゆん こ
岡 田 純 子
【支 部】
中 予
【開業／勤務／その他】
開 業

- ① 社会保険労務士となった動機
ファイナンシャル・プランナー（FP）として活動する中で、社会保険について質問される事が多く、より専門性を身につける必要性を感じておりました。また、社労士は女性で活躍されている方も多く、生涯にわたり活動できる、やりがいのある仕事だと思います。今後の人生のステージアップと考え、資格取得を目指しました。
- ② 自己紹介
大学で会計の勉強をしていたこともあり、卒業後は、ずっと経理関係の仕事に携わってきました。個人FPとして活動をするようになってからは、主にセミナー講師をしております。最近では、自転車、ウォーキングで、中年の運動不足解消を頑張っています。
- ③ 今後の抱負
社労士の仕事は、人の人生に関わる仕事だと思います。人とのつながりを大切に、人に寄り添える社労士を目指して、経験を積んでいきたいと思っています。社労士会主催の研修会などにも積極的に参加し、知識のブラッシュアップに努めていきたいと考えております。
- ④ 会への意見・要望
未経験で、右も左も分からない一年生ですが、遠慮なくお声掛けいただき、ご指導のほどよろしくお願いいたします。



【氏 名】
あか まつ よし かず
赤 松 慶 和
【支 部】
中 予
【年 齢】
47歳
【開業／勤務／その他】
そ の 他

- ① 社会保険労務士となった動機
現在勤めている会社で人事畑を歩んでおり、社会保険労務に関連する知識を必要とする場面も多々あり、知識をつけるために資格を取得しようと思いました。
- ② 自己紹介
数年ごとに主に四国内を転動しています。バスケットボールやランニング、ゴルフと身体を動かすことが好きです。現在の目標はゴルフで100を切ることを目指しています。
- ③ 今後の抱負
社会保険労務士としての職務に従事する機会は現状ありませんが、専門知識を広げるよう、自己研鑽に励みたいと思っています。
- ④ 会への意見・要望
社会保険労務士としての向上に役立つ研修に積極的に参加したいので、企画等よろしくお願いいたします。



【氏 名】
ふじ た さ おり
藤 田 彩 織
【支 部】
東 予
【開業／勤務／その他】
法 人 の 社 員

- ① 社会保険労務士となった動機
社会保険労務士の先生のもとで日々の業務に携わらせていただく中、専門知識を身に付け、もっと確かな仕事ができるようになりたいと思ったところから始めました。
- ② 自己紹介
わたしには小学生と中学生の子どもがおり、皆さんどなたもそうだと思いますが、時間に追われる生活を送っています。仕事が一番落ち着きます。3連休、大型連休には、家族でキャンプに出掛けます。とはいえ、大自然の中でのキャンプには程遠く、管理の行き届いた高規格キャンプ場の電源サイト専門です！
- ③ 今後の抱負
毎日、毎月、毎年の業務の一つ一つに誠実に取り組みます。そして、専門知識と経験を積み重ね、社会保険労務士の資格にふさわしい、信頼される仕事をしていきたいです。
- ④ 会への意見・要望
社労士としての自覚を持ち、職責を果たせるよう、日々精進してまいります。これからお世話になります。よろしくお願いいたします。



【氏 名】
たけ はやし よし き
竹 林 吉 生
【支 部】
東 予
【年 齢】
35歳
【開業／勤務／その他】
勤 務

- ① 社会保険労務士となった動機
外国人技能実習生の監理組合で勤務していた時に、社労士の先生のセミナーを受講したのがきっかけとなり、勉強を始めました。
- ② 自己紹介
上記の組合を退職後、松山市の社労士事務所にて2年程勤務し、昨年10月に地元の今治市にUターンしました。今年6月に第二子が生まれる予定なので、社労士としても父親としてもこれから頑張りたいと思います。
- ③ 今後の抱負
地元で働きたいと思えるような魅力的な職場づくりのお手伝いをし、地域の発展に少しでも貢献できたらと考えています。
- ④ 会への意見・要望
社労士会の研修・行事等には積極的に参加させていただきたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

理事会だより**[理事会]**

※令和5年5月22日(月)県会事務局会議室において、第269回理事会を開催した。

議 題

- 1 令和5年度通常総会の開催について
- 2 令和5年度通常総会の議案書について
- 3 令和5年度通常総会の役割分担について
- 4 慶弔金規程第3条に基づく表彰祝金の贈与について
- 5 「ビジネスと人権」と社労士の役割研修（上級編）について
- 6 各委員会・支部報告等
- 7 その他

※令和5年6月19日(月)ANAクラウンプラザホテル松山において、第270回理事会を開催した。

議 題

- 1 副会長及び常任理事の選任等について
- 2 常任委員会委員・支部幹事等の選任について
- 3 その他

委員会だより**[総務委員会]**

※令和5年4月19日(水)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 前回議事録の確認
- 2 令和5年4月号会報の校正
- 3 令和5年7月号会報の準備
- 4 自主研修会助成金規程
- 5 その他 県会HPの活用について

[財務委員会]

※令和5年5月16日(水)県会事務局会議室において、開催した。

- 1 令和4年度決算について
- 2 令和5年度予算（案）について
- 3 その他

支部だより**[東予支部]**

※令和5年4月20日(木)東予支部役員会を開催した。

場 所 SAIJO BASE

内 容

- 1 令和5年度社会保険関係の研修会について（新居浜、今治）
- 2 令和5年度東予支部厚生事業について（秋以降）
- 3 令和5年度支部会スケジュールについて
- 4 その他

※令和5年5月23日(火)東予支部社会保険関係研修会（今治）を開催した。

場 所 今治国際ホテル

内 容

- 1 令和5年度算定基礎届の作成要領と注意点
- 2 令和5年4月老齢年金の繰り下げ制度一部改正他年金制度について
- 3 質疑応答
- 4 高齢者及び障害者の雇用に係る助成金について

※令和5年5月26日(金)東予支部社会保険関係研修会（新居浜）を開催した。

場 所 レーイグラッツェふじ

内 容

- 1 令和5年度算定基礎届の作成要領と注意点
- 2 令和5年4月老齢年金の繰り下げ制度一部改正他年金制度について
- 3 質疑応答
- 4 高齢者及び障害者の雇用に係る助成金について

[中予支部]

※令和5年4月20日(木)中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 令和5年度第1回中予支部研修会について
- 2 令和5年度の厚生事業について
- 3 その他

[南予支部]

※令和5年4月26日(木)南予支部役員会を開催した。

場 所 岡本社労士事務所

内 容

- 1 県理事会報告について
- 2 令和5年度南予支部事業計画について
- 3 その他

※令和5年5月26日(金)南予支部社会保険等研修会を開催した。

場 所 宇和島市学習交流センター「パフィオうわじま」

内 容

- 1 高齢・障害・求職者雇用支援機構愛媛支部より
- 2 宇和島年金事務所より

中国・四国地域協議会の動き

※令和5年4月15日(土)

中国・四国地域協議会ソフトボール大会（岡山県開催）

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内**保険期間**

2022年12月1日午後4時～2023年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。申込Webサイトへは（有）エス・

オール・サービスHPからアクセスできます。※サイバーリスク保険（特約）も好評販売中！

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・オール・サービス ☎03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）広域法人部法人第二課 ☎03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社（非幹事保険会社）

※この保険は、全国社会保険労務士連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款（WEB約款 有限会社エス・オール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。）によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・オール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページログインID：2015sr パスワード：4873hoken

— 社会保険労務士倫理綱領 —

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならない。

今後の行事予定

- 7/20(木) 企業主導型保育施設労務監査員研修会
 8/25(金) 中国・四国地域協議会（山口）
 9/16(土) 55周年記念親睦ゴルフコンペ
 (エリエールゴルフクラブ松山)
 9/17(日) 55周年海岸清掃ボランティア（堀江海岸）
 (雨天順延：9/23(土))
 10/6(金) 中国・四国地域協議会フォーラム（広島）

会員の動き

〈個人会員〉

令和5年6月30日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	64	158	26	248
法人の社員	9	26	2	37
勤務	11	39	4	54
その他	7	24	1	32
勤務・その他合計	18	63	5	86
合計	91	247	33	371

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	8	16	1	25
上記の内、一人法人会員	4	6	0	10

編集後記

令和4年度が終わり、新しい令和5年度が始まりましたね。Withコロナの状況下でも、社会保険労務士会は会員のスキルアップと交流を促進するために、積極的に研修会や懇親会を開催する予定です！

研修内容もとっても充実していますよ！「人間力を向上させる研修」やBeyondコロナに向けて会場開催を主とする研修など、会員のみなさんがより一層スキルアップできる内容を用意しています。さらに、地域社会との協力強化にも力を入れていく予定です。社会に貢献する社会保険労務士会を目指して、頑張ります！

それでは、今号掲載の事業計画をチェックして、令和5年度も一緒に頑張っていきましょう！私もそうします！（F）

発行所 愛媛県社会保険労務士会
 〒790-0813
 愛媛県松山市萱町4丁目6番地3
 電話 (089) 907-4864
 ファクシミリ (089) 923-1133
 銀行口座 伊予銀行松山駅前支店
 普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 中井康策

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号
 不二印刷株式会社